



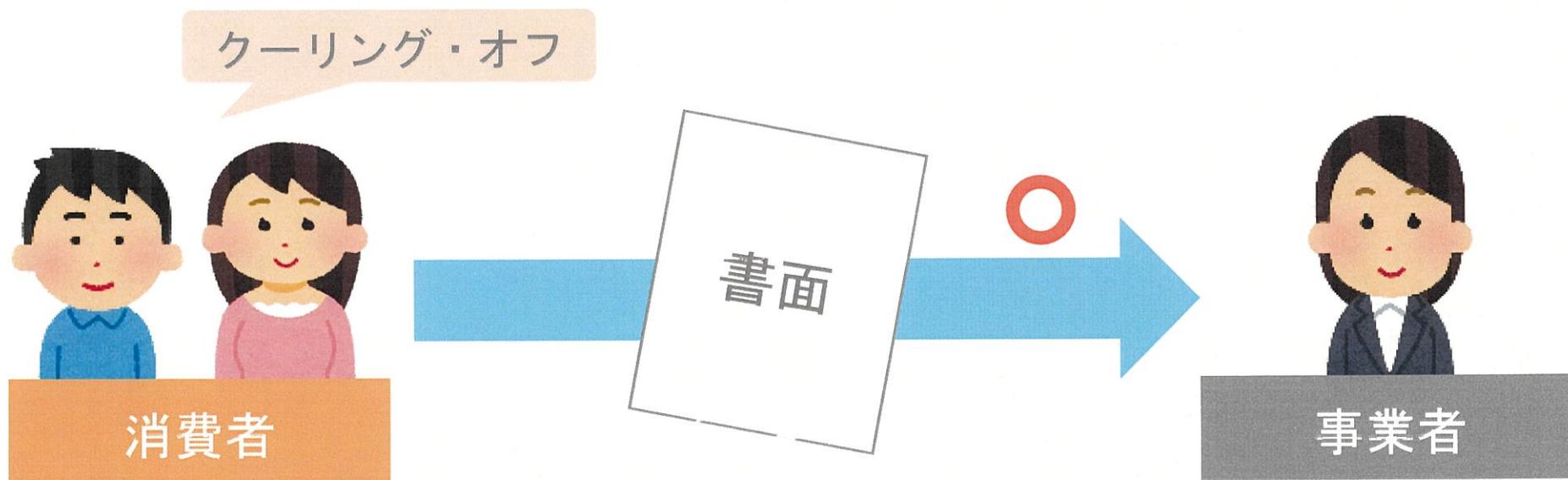
～特定商取引法関係：各論②～

電磁的記録による
クーリング・オフの導入について

各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入

現行法においては、
消費者がクーリング・オフを行う際、
「書面」（紙媒体）により行うこととされており、
書面を発した時にその効力を生ずる



各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入

改正法により、書面だけではなく電磁的記録によりクーリング・オフを行うことも可能となる



各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入

電磁的記録による通知についても、
書面と同様、発した時にその効力を生ずる



各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入



事業者

それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法に対応する必要がある

契約書面等には、

「書面又は電磁的記録により」

クーリング・オフができる旨を記載しなければならない

契約書面

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

改正された特定商取引法施行規則（令和4年1月公布）第6条等を参照

## 各論②

# 電磁的記録によるクーリング・オフの導入



事業者

それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法に対応する必要がある

ただし、合理的な範囲内で

電磁的記録による通知の方法を特定し、  
契約書面等に記載することで

事業者が確認しやすい電磁的記録による  
通知の方法を示すことは妨げられない

契約書面

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

(例)

電子メールでクーリング・オフを行う場合には、
以下のアドレスにお送りください

[E-mail] ~~~~~@~~~.jp

各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入



事業者

それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法に対応する必要がある

なお、事業者において

一方的に通知の方法を不合理なものに限定することは、クーリング・オフの方法を制限する消費者に不利な特約に該当し、**無効となる**ものと考えられますので御注意を！

例

- ✕ 電子メールでアポイントを取るような訪問販売においてクーリング・オフを書面のみに限定し、電子メールによる通知を受け付けない
- ✕ 契約締結に際して消費者から事業者に対する連絡手段としてSNSを用いたにもかかわらず当該SNSを用いたクーリング・オフの通知を受け付けない

各論②

電磁的記録によるクーリング・オフの導入

なお、トラブル回避のためには、消費者に対し、
クーリング・オフを受け付けた旨について
連絡することが望ましいと考えられます

